

関係公職の候補者 様

三重県選挙管理委員会

政治活動のために使用されるポスターの掲示に関する規制について

平素は、選挙事務について、ご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名又は氏名が類推されるような事項を表示する文書図画、及び政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示する文書図画として認められるポスターについては、公職選挙法（以下「法」という。）第 143 条第 16 項等に基づき、当該選挙ごとの一定期間内に当該選挙区内に掲示することが規制されます。

令和 9 年 4 月 29 日任期満了の三重県議会議員選挙にあつては、下記のとおり掲示することが規制されますので、お知らせいたします。

また、規制対象となる後援団体以外の政党その他の政治団体が、三重県議会議員選挙の期日の告示の前に、その政治活動のために使用するポスターを掲示している場合で、当該ポスターにその氏名又は氏名が類推されるような事項を記載された者が当該選挙に立候補したときは、法第 201 条の 14 第 1 項の規定に基づき、告示の日のうちに、当該選挙区内において、当該ポスターを撤去しなければならないとされています。

つきましては、これらの規制に関して、既に十分ご配慮いただいていることとは存じますが、関係者に対する周知と適切な対処について、よろしくお願いします。

記

1 規制期間（法第 143 条第 16 項、同条第 19 項第 3 号）

（1）対象となる公職の候補者等

令和 9 年 4 月 29 日任期満了に伴う三重県議会議員選挙における公職の候補者等

（2）掲示が規制される期間

令和 8 年 10 月 29 日から選挙の期日まで

2 規制される内容

（1）「1」の期間中に、公職の候補者等の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名等を表示するポスター及び後援団体の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示するポスターは、新たな掲示が禁止されることはもとより、期間前に掲示され、撤去されていないこれらのポスターについても、規制の対象となります。

（2）政党その他の政治団体（後援団体は除く。）が、時局講演会の開催の周知等の目的で掲示するポスターであっても、それが実質的には公職の候補者等自身の政治活動のために使用されると認められるものについては、（1）と同様に規制されます。

事務担当

三重県選挙管理委員会事務局

電話 0 5 9 - 2 2 4 - 2 1 7 2

【参考】公職選挙法関係規定抜粋

(文書図画の掲示)

第百四十三条 選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号のいずれかに該当するもの（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、第一号、第二号、第四号、第四号の二及び第五号に該当するものであつて衆議院名簿届出政党等が使用するもの）のほかは、掲示することができない。

(略)

16 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この項において「公職の候補者等」という。）の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名又は当該公職の候補者等の氏名が類推されるような事項を表示する文書図画及び第百九十九条の五第一項に規定する後援団体（以下この項において「後援団体」という。）の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示する文書図画で、次に掲げるもの以外のものを掲示する行為は、第一項の禁止行為に該当するものとみなす。

(略)

二 ポスターで、当該ポスターを掲示するためのベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものを用いて掲示されるもの以外のもの（公職の候補者等若しくは後援団体の政治活動のために使用する事務所若しくは連絡所を表示し、又は後援団体の構成員であることを表示するために掲示されるもの及び第十九項各号の区分による当該選挙ごとの一定期間内に当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）内に掲示されるものを除く。）

19 第十六項において「一定期間」とは、次の各号に定める期間とする。

(略)

三 地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙にあつては、その任期満了の日の六月前の日から当該選挙の期日までの間

(文書図画の撤去)

第百四十七条 都道府県又は市町村の選挙管理委員会は、次の各号のいずれかに該当する文書図画があると認めるときは、撤去させることができる。この場合において、都道府県又は市町村の選挙管理委員会は、あらかじめ、その旨を当該警察署長に通報するものとする。

(略)

二 第百四十三条第十六項に規定する公職の候補者等若しくは後援団体が当該公職の候補者等若しくは後援団体となる前に掲示された文書図画で同項の規定に該当するもの又は同項の公職の候補者等若しくは後援団体に係る同条第十九項各号の区分による当該選挙ごとに当該各号に定める期間前若しくは期間中に掲示したポスターで当該期間中において同条第十六項の規定に該当するもの

(選挙運動の期間前に掲示されたポスターの撤去)

第二百一条の十四 各選挙につき、当該選挙の期日の公示又は告示の前に政党その他の政治活動を行う団体がその政治活動のために使用するポスターを掲示した者は、当該ポスターにその氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載された者が当該選挙において候補者となつたときは、当該候補者となつた日のうちに、当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）において、当該ポスターを撤去しなければならない。

2 都道府県又は市町村の選挙管理委員会は、前項の規定に違反して撤去しないポスターがあると認めるときは、撤去させることができる。この場合において、都道府県又は市町村の選挙管理委員会は、あらかじめ、その旨を当該警察署長に通報するものとする。